

議案第 39 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「, 第75項から第79項まで及び第81項から第86項まで」を「及び第75項から第87項まで」に改める。

別表第2第75項中「開発行為に関する証明書」を「開発行為又は建築に関する証明書等」に、「開発行為証明手数料」を「開発行為等証明手数料」に改め、同表第76項手数料を徴収する事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この項において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額
- (ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 45,000円
- (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が
- | | |
|-----------------|------------|
| 5戸以下のとき | 108,000円 |
| 6戸以上10戸以下のとき | 173,000円 |
| 11戸以上30戸以下のとき | 342,000円 |
| 31戸以上50戸以下のとき | 612,000円 |
| 51戸以上100戸以下のとき | 1,053,000円 |
| 101戸以上200戸以下のとき | 1,949,000円 |
| 201戸以上300戸以下のとき | 2,784,000円 |

301戸以上のとき 3,411,000円

イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあっては、1件の申請につき 68,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあっては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあっては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が

5戸以下のとき 162,000円

6戸以上10戸以下のとき 259,000円

11戸以上30戸以下のとき 513,000円

31戸以上50戸以下のとき 919,000円

51戸以上100戸以下のとき 1,580,000円

101戸以上200戸以下のとき 2,923,000円

201戸以上300戸以下のとき 4,177,000円

301戸以上のとき 5,117,000円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあっては、1件の申請につき 6,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあっては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあっては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が

5戸以下のとき 12,000円

6戸以上10戸以下のとき 22,000円

11戸以上30戸以下のとき 31,000円

31戸以上50戸以下のとき 58,000円

51戸以上100戸以下のとき 100,000円
101戸以上200戸以下のとき 166,000円
201戸以上300戸以下のとき 204,000円
301戸以上のとき 217,000円

イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあっては、1件の申請につき 9,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあっては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあっては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が

5戸以下のとき 18,000円
6戸以上10戸以下のとき 32,000円
11戸以上30戸以下のとき 47,000円
31戸以上50戸以下のとき 88,000円
51戸以上100戸以下のとき 151,000円
101戸以上200戸以下のとき 249,000円
201戸以上300戸以下のとき 306,000円
301戸以上のとき 326,000円

(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

ア 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合にあっては、建築物の床面積の合計に応じて第1項に規定する額に第2項に規定する額を加算した額

イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合(建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書の提出がある場合を除く。)にあっては、アの規定により算定した額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該建築物の構造計算適合性判定を要する部分につき、当該(ア)又は(イ)に規定する額を加算した額

(ア) 建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われた場合にあっては、床面積が

1,000㎡以内のとき 110,000円
 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 137,000円
 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 150,000円
 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 190,000円
 50,000㎡を超えるとき 322,000円

(イ) 建築基準法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により適正に行われた場合にあっては、床面積が

1,000㎡以内のとき 159,000円
 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 212,000円
 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 243,000円
 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 321,000円
 50,000㎡を超えるとき 590,000円

別表第2第77項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあっては、前項の(1)に規定する額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合にあっては、前項の(2)に規定する額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、前項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

別表第2中第86項を第87項とし、第85項を第86項とし、同表第84項中「第76項の(4)のア」を「第76項の(3)のア」に、「第83項の(1)」を「前項の(1)」に改め、同項を同表第85項とし、同表第83項中「第76項の(4)のア」を「第76項の(3)のア」に改め、同項を同表第84項とし、同表第82項を同表第83項とし、同表第81項中「第86項」を「第87項」に改め、同項を同表第82項とし、同表第80項を同表第81項とし、同表第79項中「第76項の(4)のア」を「第76項の(3)のア」に改め、同項を同表第80項とし、同表第78項中「のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関」の次に「(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)」を加え、「第81項から第86項まで」を「第82項から第87項まで」に、「第81項、第82項、第85項及び第86項」を「第82項、第83項、第86項及び第87項」に、「第76項の(4)のア」を「第76項の(3)のア」に改め、同項を同表第79項とし、同表第77項の次に次の1項を加える。

<p>78 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅型総合設計制度による容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>
------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	-----------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧			新			備考
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請による時(別表第2第1項から第65項まで、第68項から第73項まで、第75項から第79項まで及び第81項から第86項までに掲げる手数料であるときを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>			<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請による時(別表第2第1項から第65項まで、第68項から第73項まで及び第75項から第87項までに掲げる手数料であるときを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>			
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～74 略	略	略	1～74 略	略	略	
75 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為に関する証明書の交付	開発行為証明手数料	1件につき 300円	75 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書等の交付	開発行為等証明手数料	1件につき 300円	
76 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この項において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合に</p>	76 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この項において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合に</p>	

旧			新			備考
		<p>あつては、1件の申請につき 45,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき 108,000円</p> <p>6戸以上10戸以下のとき 173,000円</p> <p>11戸以上30戸以下のとき 342,000円</p> <p>31戸以上50戸以下のとき 612,000円</p> <p>51戸以上100戸以下のとき 1,053,000円</p> <p>101戸以上200戸以下のとき 1,949,000円</p> <p>201戸以上300戸以下のとき 2,784,000円</p> <p>301戸以上のとき 3,411,000円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき</p> <p>(ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 68,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき</p>			<p>あつては、1件の申請につき 45,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき 108,000円</p> <p>6戸以上10戸以下のとき 173,000円</p> <p>11戸以上30戸以下のとき 342,000円</p> <p>31戸以上50戸以下のとき 612,000円</p> <p>51戸以上100戸以下のとき 1,053,000円</p> <p>101戸以上200戸以下のとき 1,949,000円</p> <p>201戸以上300戸以下のとき 2,784,000円</p> <p>301戸以上のとき 3,411,000円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき</p> <p>(ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 68,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき</p>	

旧		新		備考
	<p>162,000円 6戸以上10戸以下のとき 259,000円 11戸以上30戸以下のとき 513,000円 31戸以上50戸以下のとき 919,000円 51戸以上100戸以下のとき 1,580,000円 101戸以上200戸以下のとき 2,923,000円 201戸以上300戸以下のとき 4,177,000円 301戸以上のとき 5,117,000円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により交付された長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に掲げる基準に適合している旨を証する書類の提出がある場合であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 6,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当</p>		<p>162,000円 6戸以上10戸以下のとき 259,000円 11戸以上30戸以下のとき 513,000円 31戸以上50戸以下のとき 919,000円 51戸以上100戸以下のとき 1,580,000円 101戸以上200戸以下のとき 2,923,000円 201戸以上300戸以下のとき 4,177,000円 301戸以上のとき 5,117,000円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 6,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請(同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当</p>	

旧			新			備考
		<p>該住宅の総戸数が 5戸以下のとき 12,000 円 6戸以上10戸以下のとき 22,000円 11戸以上30戸以下のと き 31,000円 31戸以上50戸以下のと き 58,000円 51戸以上100戸以下のと き 100,000円 101戸以上200戸以下の とき 166,000円 201戸以上300戸以下の とき 204,000円 301戸以上のとき 217,000円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣 が定める措置に係る住宅を増築 し、又は改築しようとする場合の 基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は(イ)に規定する額 (ア) 一戸建ての住宅の場合に あつては、1件の申請につ き 9,000円 (イ) 一戸建ての住宅以外の住 宅の場合にあつては、1件 の申請(同一の住宅に関し 同時に2以上の申請が行わ れる場合にあつては、当該 2以上の申請)につき、当 該住宅の総戸数が 5戸以下のとき 18,000 円 6戸以上10戸以下のとき 32,000円 11戸以上30戸以下のと き 47,000円 31戸以上50戸以下のと き 88,000円 51戸以上100戸以下のと</p>			<p>該住宅の総戸数が 5戸以下のとき 12,000 円 6戸以上10戸以下のとき 22,000円 11戸以上30戸以下のと き 31,000円 31戸以上50戸以下のと き 58,000円 51戸以上100戸以下のと き 100,000円 101戸以上200戸以下の とき 166,000円 201戸以上300戸以下の とき 204,000円 301戸以上のとき 217,000円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣 が定める措置に係る住宅を増築 し、又は改築しようとする場合の 基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は(イ)に規定する額 (ア) 一戸建ての住宅の場合に あつては、1件の申請につ き 9,000円 (イ) 一戸建ての住宅以外の住 宅の場合にあつては、1件 の申請(同一の住宅に関し 同時に2以上の申請が行わ れる場合にあつては、当該 2以上の申請)につき、当 該住宅の総戸数が 5戸以下のとき 18,000 円 6戸以上10戸以下のとき 32,000円 11戸以上30戸以下のと き 47,000円 31戸以上50戸以下のと き 88,000円 51戸以上100戸以下のと</p>	

旧		新		備考
	<p>き 151,000円 101戸以上200戸以下のとき 249,000円 201戸以上300戸以下のとき 306,000円 301戸以上のとき 326,000円</p> <p>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき 18,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき 59,000円 6戸以上10戸以下のとき 93,000円 11戸以上30戸以下のとき 178,000円 31戸以上50戸以下のとき 301,000円 51戸以上100戸以下のとき 468,000円 101戸以上200戸以下のとき 847,000円 201戸以上300戸以下のとき 1,160,000円 301戸以上のとき 1,403,000円</p> <p>(4) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)、(2)又は(3)に規定する額に、次のア又はイに掲げる区分に応</p>		<p>き 151,000円 101戸以上200戸以下のとき 249,000円 201戸以上300戸以下のとき 306,000円 301戸以上のとき 326,000円</p>	
				<p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又は</p>

旧		新		備考	
		<p>じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</p> <p>ア 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当しない場合にあつては、建築物の床面積の合計に応じて第1項に規定する額に第2項に規定する額を加算した額</p> <p>イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書の提出がある場合を除く。）にあつては、アの規定により算定した額に、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該建築物の構造計算適合性判定を要する部分につき、当該（ア）又は（イ）に規定する額を加算した額</p> <p>（ア） 建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われた場合にあつては、床面積が</p> <p>1,000㎡以内のとき 110,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 137,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 150,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 190,000円</p> <p>50,000㎡を超えるととき 322,000円</p> <p>（イ） 建築基準法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により適正に行わ</p>			<p>イに定める額を合算した額を加算した額</p> <p>ア 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当しない場合にあつては、建築物の床面積の合計に応じて第1項に規定する額に第2項に規定する額を加算した額</p> <p>イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書の提出がある場合を除く。）にあつては、アの規定により算定した額に、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該建築物の構造計算適合性判定を要する部分につき、当該（ア）又は（イ）に規定する額を加算した額</p> <p>（ア） 建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われた場合にあつては、床面積が</p> <p>1,000㎡以内のとき 110,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 137,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 150,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 190,000円</p> <p>50,000㎡を超えるととき 322,000円</p> <p>（イ） 建築基準法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により適正に行わ</p>

旧			新			備考
		<p>れた場合にあつては、床面積が</p> <p>1,000㎡以内のとき 159,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 212,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 243,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 321,000円</p> <p>50,000㎡を超えるととき 590,000円</p>			<p>れた場合にあつては、床面積が</p> <p>1,000㎡以内のとき 159,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 212,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 243,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 321,000円</p> <p>50,000㎡を超えるととき 590,000円</p>	
77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、<u>第76項の(1)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>登録住宅性能評価機関による審査を受け、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に掲げる基準に適合している旨を証する書類の提出がある場合にあつては、第76項の(2)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、第76項の(3)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(4) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)、(2)又は(3)に規定する額に、<u>第76項の(4)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、<u>前項の(1)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合にあつては、前項の(2)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>前項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	
78 都市の低炭素化の促進に関する法律(平	低炭素建築物新築等計画	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準	78 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率の特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅型総合設計制度による容積率の特例許可申請手数料	160,000円	
78 都市の低炭素化の促進に関する法律(平	低炭素建築物新築等計画	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準	79 都市の低炭素化の促進に関する法律(平	低炭素建築物新築等計画	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準	

旧		新		備考
	<p>応じ、当該アからエまでに定める額 (建築基準関係規定適合審査を受ける よう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物 であるとき (ア) 又は (イ) に 規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、建築 物エネルギー消費性能基準 等を定める省令(平成28 年経済産業省令・国土交通 省令第1号。以下この項、 次項及び第81項から第8 6項までにおいて「省令」 という。)第1条第1項第 1号ただし書に定める方法 又は同号イに定める基準 (次項、第81項、第82 項、第85項及び第86項 において「標準入力法・主 要室入力法」という。)に よるとき 当該建築物の床 面積の合計が</p> <p>300 m²未満のとき 213,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 266,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m² 未満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m²以上のとき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい</p>		<p>応じ、当該アからエまでに定める額 (建築基準関係規定適合審査を受ける よう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物 であるとき (ア) 又は (イ) に 規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、建築 物エネルギー消費性能基準 等を定める省令(平成28 年経済産業省令・国土交通 省令第1号。以下この項、 次項及び第82項から第8 7項までにおいて「省令」 という。)第1条第1項第 1号ただし書に定める方法 又は同号イに定める基準 (次項、第82項、第83 項、第86項及び第87項 において「標準入力法・主 要室入力法」という。)に よるとき 当該建築物の床 面積の合計が</p> <p>300 m²未満のとき 213,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満 のとき 266,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未 満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未 満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m² 未満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m² 未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m²以上のとき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物につい て、誘導基準に適合してい</p>	

旧			新			備考
		<p>るかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（次項、第81項、第82項、第85項及び第86項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m²未満のとき 81,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満のとき 103,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m²未満のとき 346,000円</p> <p>25,000 m²以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第76項の(4)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>			<p>るかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（次項、第82項、第83項、第86項及び第87項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m²未満のとき 81,000円</p> <p>300 m²以上1,000 m²未満のとき 103,000円</p> <p>1,000 m²以上2,000 m²未満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m²以上5,000 m²未満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m²以上10,000 m²未満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m²以上25,000 m²未満のとき 346,000円</p> <p>25,000 m²以上のとき 406,000円</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、<u>第76項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u></p>	
79 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第76項の(4)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u>	80 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第76項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u>	
80 略	略	略	81 略	略	略	
81 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー	(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第86項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するも	82 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー	(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第87項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するも	

旧			新			備考
の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	一消費性能適合性判定手数料	の、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第8.6項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア・イ 略 (2) 略	の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	一消費性能適合性判定手数料	の、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第8.7項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア・イ 略 (2) 略	
8.2 略	略	略	8.3 略	略	略	
8.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3.4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) ・ (2) 略 (3) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(4)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (4) 略	8.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3.4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) ・ (2) 略 (3) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> (4) 略	
8.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3.6条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) ・ (2) 略 (3) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(4)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> （同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。） (4) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあっては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額	8.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3.6条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) ・ (2) 略 (3) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>第7.6項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</u> （同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。） (4) 法第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあっては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額	

旧			新			備考
		<p>ア 略</p> <p>イ 法第34条第3項の他の建築物一の建築物につき第83項の(1)又は(2)に規定する額</p> <p>(5) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第34条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき第83項の(1)又は(2)に規定する額</p>			<p>ア 略</p> <p>イ 法第34条第3項の他の建築物一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p> <p>(5) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第34条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p>	
85・86 略	略	略	86・87 略	略	略	
備考 略			備考 略			